

高浜市健康自生地認定について

◎「健康自生地」とは

市民が自ら出かけたくなるような場所や地域の住民等と触れ合うことができる場所のことで、高浜市が認定したものを指します。

◎健康自生地の申請対象者

高浜市内に在住・在勤の方であれば、どなたでも申請していただけます。



◎健康自生地の認定要件について

以下の①～⑤の5つの認定要件のうち、2つ以上を満たすことが条件です。
健康自生地認定審査会による審査後、健康自生地として認定されます。

- ① 自らの意思で参加し、目的を持って活動することができる場所であること
- ② 気軽に参加することが可能な場所であること
⇒誰でも参加できることを理想としています。
- ③ 地域の住民等とのつながりや交流が生まれる場所であること
⇒定期的な交流が生まれることを理想としています。
- ④ 健康や元気を与えるための活動が実施されている場所であること
- ⑤ 憩いや安らぎを実感できる場所であること



ただし、以下のⅠ、Ⅱのいずれかに当てはまる場合は、健康自生地として認定されません。

- Ⅰ 政治的・宗教的活動またはこれらの活動への勧誘を目的とするもの
- Ⅱ 公序良俗に反するもの

また、以下のⅢ、Ⅳに関しましては、健康自生地の運営に当たって十分配慮いただきますよう、お願いをさせていただいております。

- Ⅲ 過度に商業目的を有するもの
- Ⅳ 一般的な感染症対策を講じていないもの

※一度、健康自生地として認定されても、健康自生地の認定要件①～⑤を2つ以上満たさなくなった場合やⅠまたはⅡのいずれかに該当することとなった場合は認定を取り消します。

◎健康自生地に認定されると

健康自生地に認定された場所については、健康自生地の情報誌「でいでーる」やウェブサイト、高浜市の広報などで積極的に情報をPRしていきます。

ウェブサイトのアドレスはこちら⇒ <https://www.mazekoze-takahama.jp/>

また、健康自生地の認定を受けて概ね1年後に、健康自生地の認定要件に合致しているかどうかを検証するため、共生推進グループの職員による再調査が行われます。

◎健康自生地の表示サインについて

健康自生地に認定された場所には、健康自生地の申請者様に「高浜市健康自生地認定通知書」および「健康自生地認定証」をお渡しします。また、申請者の方には、健康自生地の表示サインとして看板をお渡ししますので、外から分かる場所に掲げていただきます。

◎健康自生地の認定を受けるまで

1. 申請書類の提出

「あの場所なら健康自生地と呼べるのではないか」「あの場所を健康自生地にしたい！」など、健康自生地の候補地となりそうな場所や健康自生地に認定していきたい場所があれば、健康自生地認定申請書(様式第 1)に必要事項を記入し、申請をおこなってください。申請書類は共生推進グループでお渡しします。



共生推進グループへ提出

2. 申請書類の審査

申請された書類は、市民や市職員等で構成された「生涯現役のまちづくり実行委員会」の審査会にて審査されます。審査会は毎月 1 回程度開催しています。

※審査会の開催状況により、申請を受けてから通知まではお時間をいただくことがあります。



審査に合格

3. 健康自生地認定

審査に合格すると「認定通知書」が発行され、健康自生地に認定されます。申請者の方には「認定通知書」とあわせて「認定証」と健康自生地の看板をお渡ししますので、看板を外部から見える場所に掲げてください。

※健康自生地と認定された場所については、ウェブサイトや健康自生地の情報誌「でいでーる」などの広報で積極的に情報をPRしていきます。

※健康自生地の認定を受けて概ね 1 年後に、健康自生地の認定要件に合致しているかどうかを検証するため、共生推進グループの職員による再調査が行われます。

◆高浜市健康自生地に関するお問い合わせ◆

高浜市福祉部共生推進グループ（いきいき広場 2 階）

電話：0566-95-9561 FAX：0566-52-7918

MAIL：kyosei@city.takahama.lg.jp

受付時間：月～金（祝日除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

